

伊達紋別駅南集会所利用承認申請書

年 月 日

申請者

住 所

団 体 名

北星地区連合自治会

代 表 者 名

伊達紋別駅南集会所管理運営協議会 様

責 任 者

電 話 ー

次のとおり伊達紋別駅南集会所の利用について申請します。

行事名又は利用目的							
入場料等の有無	有 (円) ・ 無	特別設備等の有無	有 ・ 無				
利用種別	自治会・会議集会・講習研修会・音楽舞踊・体育・文化・展示会・その他 ()						
利 用 日 時 等					利 用 料 金		
年月日	曜日	時 間	利用室	人数	利用料金	暖房料	小計
・ ・		～					
・ ・		～					
・ ・		～					
・ ・		～					
・ ・		～					
納入年月日	年 月 日	納入番号	号	計	計	計	
還付年月日	年 月 日	還付番号	号	合計(A)		円	

伊達紋別駅南集会所利用料金減免申請書

(※減免を申請するには初回に登録が必要です)

次のとおり伊達紋別駅南集会所の利用について、利用料金の減免を承認します。

申請理由 (該当する番号に ○を記入)	(1)市・行政委員会 (2)指定管理者 (3)市民活動団体 (4)市内幼稚園・保育所・小中学校・高等学校・特別支援学校 (5)市内学校教育関係団体 (6)市内社会教育関係団体 (7)市内福祉関係団体 (8)自治会 (9)公益利用						
	決定区分	1 減免する	2 減免しない	減 免 額			
減免区分	1 免除(全額)	2 減額(5割)	利用料	暖房料	減免額計		
減免番号	第	号			合 計(B)		円
備考					徴収額(A)－(B)		円

※太枠の中は記入しないでください

取扱者	領収書番号	受付 No

伊達市では公共施設から暴力団を排除し、みなさまに安心してご使用いただけるよう、暴力団の利益となる使用等を許可しないよう取り組んでいます。

つきましては、申請者に暴力団の利益となるような使用ではない旨の制約をお願いしておりますので、次の誓約事項を確認の上、口にし点の記入をお願いします。

なお、この申請書に記載された内容を確認のために伊達警察署に照会する場合があります。

また、この申請書に記載された個人情報、この事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

誓 約 事 項

私は、このたびの申請を行うに当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号の暴力団員並びに伊達市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号に定める暴力団関係事業者の利益になると認められる行為を行わないことを誓います。

なお、この制約が事実と相違することが判明した場合は、使用等の承認の取り消し等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。

また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

※料金表

区分	使用料				暖房料 1時間 当たり
	午前 (AM9:00 ~PM0:00)	午後 (PM1:00 ~PM5:00)	夜間 (PM6:00 ~PM10:00)	全日 (AM9:00 ~PM10:00)	
研修室 1	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室 2	350円	500円	600円	1,200円	100円
研修室 2 室を利用する場合	700円	1,000円	1,200円	2,400円	100円
会議室	1,100円	1,500円	1,900円	4,000円	200円

1 利用料の減免は、次のとおりです。

- (1) 市、市議会又は行政委員会が主催（共催）場合は、使用料の全額
- (2) 伊達紋別駅南集会所の指定管理者が会議や主催事業に利用する場合は、利用料の全額
- (3) 自発的な市民活動（非営利）団体が利用する場合は、利用料の5割の額
- (4) 市内の学校（部活動を除く）又は保育所が利用する場合は、利用料の5割の額
- (5) 市内の学校教育関係団体が本来の目的のために利用する場合は、利用料の5割の額
- (6) 市内の社会教育関係団体が本来の目的のために利用する場合は、利用料の5割の額
- (7) 市内の福祉関係団体が本来の目的のために利用する場合は、利用料の5割の額
- (8) 自治会が利用する場合は、利用料の5割の額
- (9) 指定管理者が公益上必要と認めた場合は、利用料の全額又は5割の額

2 暖房料は、利用料が全額免除される(1)(2)(9)場合のみ全額が免除されます。その他の利用については減免されません。

3 暖房料は11月1日～翌年4月30日までの期間となります。

（期間中は暖房の使用の有無にかかわらず料金がかかります。）

4 営利又は営業の目的で利用する場合は、利用料が20割増になります。また、それ以外であっても、入場料に類するもので、2,000円（1人当たり）を超える額を徴収する場合は、10割増になります。

5 午前と午後又は午後と夜間の区分を通して利用する場合は、それぞれの利用料を合算した額となります。